市連会 2 月定例会説明資料 令 和 7 年 2 月 1 2 日 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催2年前(3月19日)を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対してGREEN×EXPOが果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和7年3月9日(日)15時から17時まで(14時半 開場予定)※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

アテーマ

GREEN×EXPOから変わる ~環境と共に生きるということ~

イ 登壇者(敬称略)

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

- (ウ) パネルディスカッション
 - ・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト(順不同)

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ (市電子申請・届出システム) または FAX によりお申し込みいただけます。 申込期間: 2月 12日から 3月 7日 17 時まで

お申し込みは こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課

担 当:佐藤、長門、晴山

連絡先: Tel 671-4627

メール: da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム





GREEN × EXPO 2027 公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク ©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる 環境と共に生きるということ~

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、 自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) 3月9日(日) 15:00~17:00 (開場 14:30) 横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場:関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩 2 分/横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩 4 分



基調講演

吉高 まり 氏

パネルディスカッション

吉高まり 氏 江守 正多 氏 佐藤 留美 氏 五十嵐 康之





[詳細はこちら]



讃演・コーディネーター 吉高 まり 氏 公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

三菱 UFJ リサーチ&



江守正多 氏 未来ビジョン研究センター



佐藤 留美 氏 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長



パネリスト 五十嵐 康之 横浜市 脱炭素 GREEN×EXPO 推進局 担当理事

応募方法

1: web で申し込み

左記の二次元コードを 読み取り、専用サイトから 申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、 「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。 ※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ: 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課 Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

称: 2027年国際園芸博覧会 マ: 幸せを創る明日の風景

開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区) 開催期間: 2027年3月19日(金)~2027年9月26日(日) ク ラ ス:A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより 支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和7年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月(令和7年3月)の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 新設・拡充等される補助金(別紙一覧参照)

(1)地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。(資料1参照)

(2)地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ1台あたりの補助上限額を引き上げます。

(3)地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

(4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和6年3月から実施した補助制度を令和7年度も実施します。(資料2参照)

4 添付資料

別紙 令和7年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

5 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連)

市民局地域防犯支援課

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金

電話 045-671-3709 佐々木、蔦井

(2) 地域防犯カメラ設置補助金

電話 045-671-3705 川口(大)、早野

メール: sh-chiikibohan@city. yokohama. lg. jp

(地域活動、会館脱炭素化関連)

市民局地域活動推進課

- (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、髙橋

電 話:045-671-2317

メール: sh-chiikikatsudo@city. yokohama. lg. jp

市民局(一部総務局) 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等(下線部:変更点)	申請時期・窓口	案内時期 ()内:問合せ先
補助の新設	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益	4~10月末	3月市連会・区連会
地域の防犯力向上緊急補助金	的な取組(例:防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作	事務委託事業者	(4月以降事務委託事
	成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座		業者へ。それまでは
	開催)への補助。 <u>補助率 9/10、上限 20 万円</u>		市民局地域防犯支援
	※資料1参照		課、区地域振興課)
上限額引き上げ	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当	4~7月末	3月市連会・区連会
地域防犯カメラ設置補助金	該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費(新規設置・更	区地域振興課	(区地域振興課)
	新とも可)への補助。補助率 9/10、 上限 21 万→28 万円		
上限額引き上げ	自治会町内会が公益的活動(環境美化、防災・防犯、福利	4~6月	3月市連会・区連会
(単位自治会町内会への補助のみ)	厚生、文化活動、広報活動等)に係る経費等への補助	区地域振興課	(区地域振興課)
地域活動推進費補助金	上限額 700 円→900 円×加入世帯数(※連合に対する補助		
	率等は別途算定基準あり)		
補助の継続	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓	4~9月末	3月市連会・区連会
自治会町内会館脱炭素化推進事	等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。	事務委託事業者	(市民局地域活動推
業補助金	補助率 2/3、上限あり ※資料2参照		進課)
例年同	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維	4~6月	3月市連会・区連会
地域防犯灯維持管理費補助金	持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円(年、定	区地域振興課	(区地域振興課)
	額)		
例年同	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を	※8年度整備に向	けた事前申出
自治会町内会館整備費補助金	対象に、整備に関する経費の補助。	4~6月	4月市連会・区連会
	補助率 1/2、上限:新築・購入 1500 万円(1 ㎡あたり	区地域振興課	(区地域振興課)
	12.5万円を限度)、修繕250万円等		
例年同	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用	4~6月(予定)	4月区連会
町の防災組織活動費補助金	各団体の申請世帯数等に応じて支給(1世帯 160円)	区総務課	(区総務課)

※LED 防犯灯設置維持管理事業:自治会町内会等の申請により300 灯(電柱共架型)の新設

(申請時期:4~5月末、窓口・問合せ先:区地域振興課、3月に案内)

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

領収証

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を 行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推 進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋げていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」であると示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 今和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの ____
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1)補助率 10分の9
- (2)補助上限額 20 万円 ※補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)
- ◆1団体につき、申請は1回です。

6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

(1/1)	
補助対象事業(取組)の例	補助対象事業(取組)の具体例
①防犯パトロールの実施	・青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用 ・地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導 灯等)の購入
②防犯啓発グッズの作成・ 購入	・防犯啓発用のぼり旗の購入 ・各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 ・防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	・地域の暗がりを解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費(自治会町内会管理である旨明示すること)
④その他防犯設備機器の整 備	・防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 ・整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、 同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する 費用などの経費 (自治会町内会管理である旨明示すること)
⑤防犯講座の開催	・地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用・講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用・講座当日に配布する冊子やサンプル物品(防犯フィルム、防犯ブザー等)の購入
⑥その他、上記に該当しな	・迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与
い防犯に資する取組	・見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

7 補助対象外事業

- (1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの
- (2) 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成 金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- (3) 第三者に寄附(LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。)、譲渡、 売り払い等をすることを目的として実施するもの
- (4)補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証·保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用(切手代、コピー代等)

9 手続の流れ (下線部:申請団体が実施)

- (1)団体内の意思決定
- (2) 事業(取組)の実施、支払い等:令和7年4月1日(火)~10月31日(金)
- (3) 交付申請兼実績報告の提出:令和7年4月1日(火)~10月31日(金)
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出:令和7年12月26日(金)まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質問	回 答
(1)	不明点はどこに問合	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応え
	せればよいか	できかねますので、しばらくお待ちください。
		3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページ
		にも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口(事
		務を委託する事業者)についても、電話番号、電子メールアドレスの
		ほか、申請書類の郵送先住所(市内郵便局私書箱宛ての予定)をご案
		内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口(委託事業者)にて、郵送又は電子メールでの受
		付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課
		にお預けください。

(0)		
(3)	領収書の写しの添付	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年
	は省略できるのか	4月1日から 10 月 31 日までの日付で発行された領収書(団体名、品名
		の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付がなければ補
		助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自
	使えるのか	治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整
		備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市
		防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用
		が必要です。
(5)	自治会町内会が維持	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を
	管理する地域防犯灯	含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関す
	の整備に使えるのか	る費用も経費も対象となります (撤去のみの実施には使えません)。な
		お、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止
		されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに
		交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに
	を実施した後に申請	行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同
	するのか	時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対
	は交付対象外」と言	象としています。補助対象の取組の具体例(上記6)を参考としていた
	われては困る	だきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。
		※補助対象外経費(上記7・8)にもご注意ください。
(8)	予算が不足すること	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご
	はないのか	申請にお応えできるよう十分な予算案としております。
		是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の
	く制度か	皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援
		地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



自治会町内会館 脱炭素化推進事業補助金

令和7年度も、自治会館等への



省エネ設備の導入補助 実施予



■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。

Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか?

A:ご利用いただけます。

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です



当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

市連会2月定例会説明資料令和7年2月12日市民局地域活動推進課

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール (アプリ、サービスなど) を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。 定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の 悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治 会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました(現在も事業者募集を継続実施中)。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください(問合せ先は、市民局 Web ページに掲載)。

裏面あり

連携事業者一覧(令和7年2月12日現在)

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	 自治会町内会向けスマートフォンアプリ
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリ
11		ケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり	デジタルツール活用アドバイス等の
14	エージェント SIDE BEACH CITY.	コンサルティング
15	^{ウーマンネット} WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

横浜市中区長小林 英二横浜市政策経営局長松浦 淳横浜市議会局長豊 基信

「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」等の配布について(依頼)

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和7年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額(1部あたり)
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和7年5月、8月、12月 令和8年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日~10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて**貴団体の配布担当者**へ、あらかじめ**お**申し出いただいている部数をお届けします。

(令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。)

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

中区区政推進課広報相談係 ™224-8123 FAX224-8214

<u>※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の</u> 配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでく ださいますようお願いします。)

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に 事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。
 - ※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。 自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯へ の配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町 内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼が ありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当:中区区政推進課広報相談係
Tm224-8123 FAX224-8214
政策経営局広報課 広報紙担当
Tm671-2332 FAX661-2351
議会局秘書広報課 広報等担当
Tm671-3040 FAX681-7388

区連会 2 月 定 例 会 資 料 令 和 7 年 2 月 19 日 総 務 課

令和7年国勢調査実施に伴う調査員の推薦について(依頼)

本年10月1日を期して全国一斉に令和7年国勢調査が実施されます。

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに行われる最も規模の大きな統計調査です。

つきましては、各自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦賜りますようお願い申し上げます。

1 調査の期日

令和7年10月1日(水)午前零時

2 調査の対象

日本国内に常住するすべての人(外国人も含む)

3 推薦の方法

3月上旬までに各自治会・町内会長あてに関係書類を郵送させていただきますので、<u>4月 15</u>日(火)までに調査員の推薦をお願いいたします。

4 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。

*任命期間 9月1日~10月31日の2か月間

5 調査員報酬(前回実績)

調査員報酬は、担当していただく調査区数と世帯数に応じて支給となります。

- 1調査区担当(約50世帯)で42,000円程度
- 2調査区担当(約100世帯)で78,000円程度
- ※実際には多少の前後がありますことを御了承ください。
- ※前回に比べて報酬は増額見込みです。

6 前回の国勢調査との変更点

≪調査書類の配布方法≫

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法 を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法(※)にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法:不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

【調査員の事務の流れ】

(1) 9月1日~9月12日 調査員事務説明会に出席(8月上旬頃に調査員に通知予定)

(2) 説明会後~9月19日 調査区域の世帯の居住状況確認、調査書類配布準備等

(3) 9月20日~30日 インターネット回答用ID及び調査票(紙)の配布

(4) 10月1日~3日 回答確認リーフレットの配布

(5) 10月1日~8日 調査票の回収(調査員へ提出を希望した世帯のみ)

(6) 10月17日~下旬 調査関係書類の提出、督促状の配布(未提出世帯のみ)

【参考】単位自治会・町内会に依頼する調査員数の連合別内訳(予定)

	712 11121-124127 01412	22222	3 H/ () /C/
	連 合 地 区	調査区数	調査員数
1	第1北部地区	9 7	7 5
2	第1地区中部	1 4 7	1 1 2
3	関内地区	4 1	3 2
4	埋地地区	93	6 8
5	石川打越地区	4 5	3 0
6	第2地区	1 2 8	9 1
7	第3地区	168	1 2 6
8	第4地区南部	9 0	6 4
9	第4地区北部	5 3	3 4
1 0	本牧・根岸地区	1 7 7	1 0 9
1 1	第6地区	108	7 1
1 2	新本牧地区	3 2	2 0

令和7年2月19日現在

担当 総務課統計選挙係 荻野・松本 TEL 045-224-8119 FAX 045-224-8109



日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査







国勢調査2025キャンペーンサイト

https://www.kokusei2025.go.jp/ 国勢調査2025







令和7年10月1日に 国勢調査を実施します

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。

国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、 日本に住むすべての人と世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。 令和7年国勢調査へのご協力をお願いします。

国勢調査ってどんな調査?

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

\ 単身世帯の方も!/

すべての人と 世帯が 対象なんだ!





新生児も

\日本に住む外国人の方も!/

日本に住む 外国人も 対象なんだ!



結果は何に使われるの?

調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとして利用されます。

調査の結果は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用さ れます。また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成(高齢者のいる世帯など)、産業別の人口などの統計は、国や地方 公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用され ます。民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

子育て支援にも 利用されているのね。



少子高齢社会の実態も わかるのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、 正確なデータが必要なんです!



新しくコンビニをつくる時にも、 データを活用しています!



どうやって回答するの?

インターネット回答のほか、調査票を郵送又は 調査員に提出する方法により回答を行います。 ※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで かんたん!







https://www.kokusei2025.go.jp/ 国勢調査2025







市連会2月定例会説明資料令和7年2月12日健康福祉局地域支援課

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和7年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」(令和6年2月ご説明)に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。 ※詳細は「別紙1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、 「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。 (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなる	活動報告書(これまで紙提出のみ)の電子申請システムでの提出を開始(モデル地区)。希望地区に展開予定。
	ための取組	定例会資料のホームページ掲載を開始(一部の区。 欠席者への資料配布作業等を軽減。)。
	未経験の方でも安心して活動 が始められるための取組	前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入(R7.12~予定)。
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやって みませんか?と地域でお声がけいただく際のチラ シを作成中。
推薦事務 の改善	しやすくするための取組	候補者が再任(年齢要件の特例による再任は除く) のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手 続き書類の簡素化も検討中。

担 当:健康福祉局地域支援課 村山

電 話: 045-671-4046 F A X: 045-664-3622

メール: kf-chiikishien@city. yokohama. lg. jp

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について(令和7年2月現在)

	取り組むべき課題	取組の方向性(太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組(太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No. 取組状況(R7.2現在)
負担軽減·		・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の 実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試 行実施
活動支援		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望(例:活動報告書、事業計画書の簡略 化等)	R6	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し(R7.1~)
	業務の 見直し・効率化	・報告書類のデジタル化(アプリ化)	モデル地区での活動報告書のデジタル化(電子申請)の実証、全区展開	R7	・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開
業務量の軽減		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始
・様々な役割・会議や研修の多さ・調査書や報告書作成・担当世帯数の多さ	補助人員を導入する	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	R7.12一斉改選に向け、協力員(仮称)、バトンタッチサポーター (仮称)についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組み の導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討
	依頼業務 の精選	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6	一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施(R7~)
	活動の	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継の チェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7	市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本 3 音トーク!、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今 後も拡充予定
	サポート強化	・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内(ホームページ掲載など)や事例集の充実の検討	今後取組予定	一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
	地区民児協の運営支援	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修など を充実	R7	・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員 向けの出前講座」を実施予定
・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解	情報共有	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組を検討	今後取組予定	10 検討中
・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換 や交流の場がない	地域との連携による サポート強化	・地域全体での見守り推進(隣近所、組長や班長との連携、情報共有)の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを 試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7	・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中
		・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5:64,200円 ⇒ R6:70,200円	R 6	12 実施済
	活動費等の見直し	・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	今後取組予定	13 検討中
	活動と生活の明確な線引き	・民生委員の活動に関する広報の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実	R6	「深夜・早朝の訪問や連絡はご遠慮ください」と記載した市民向けの 14 チラシを18区共通ひな型として作成(一部の区で、配付開始済 み)。今後、各区でも活用予定
		・通信手段の検討	業務用携帯電話の導入などの検討	今後取組予定	15 検討中

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について (令和7年2月現在)

	取り組むべき課題	取組の方向性(太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組(太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No. 取組状況(R7.2現在)
広報の強化	・ 「民生委員は大変」 というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成(一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
・他の委嘱委員に比べ て特に敬遠される ・民生委員の役割以外 の雑多な相談が寄せら	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理 した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	「民生委員のできること・できないこと」を具体例を入れてわかりやすく 17 記載した市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成(一部の 区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定
れる 人材確保 ・高齢化などで担い手	担い手確保の 仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18 検討中
が見つからない 推薦事務					
の改善	→ 手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化・推薦時の様式の簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする様式の更なる簡素化		19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中 20 同上
推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

令和7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和7年7月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

<u>また、本年は3年に1度の一斉改選を行う年であり、12月1日付の一斉改選に関する候補</u>者の推薦依頼については、5月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦く ださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出
 - ※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会	町内会	地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童孝	美 員	主任児童委員	
推薦人の 選任	員協議会の代表の	也区民生委員児童委 の方を含め、5人か 生薦人を選任してく	・地区連合町内会、地区民生委員児童 委員協議会の代表の方を含め、5人 から 10 人以内の推薦人を選任して ください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生 委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
####### / ## /	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
推薦準備会の開催時期	令和7年 3月~4月	令和7年 6月~8月	令和7年 3月~4月	令和7年 6月~8月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			ŽV.°

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会(地区連合町内会)の代表の方と地区民生委員児 童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、 地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦(委嘱)の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料 5 現員数一覧(令和 6 年 12 月 1 日現在)
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 今和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当:健康福祉局地域支援課 村山

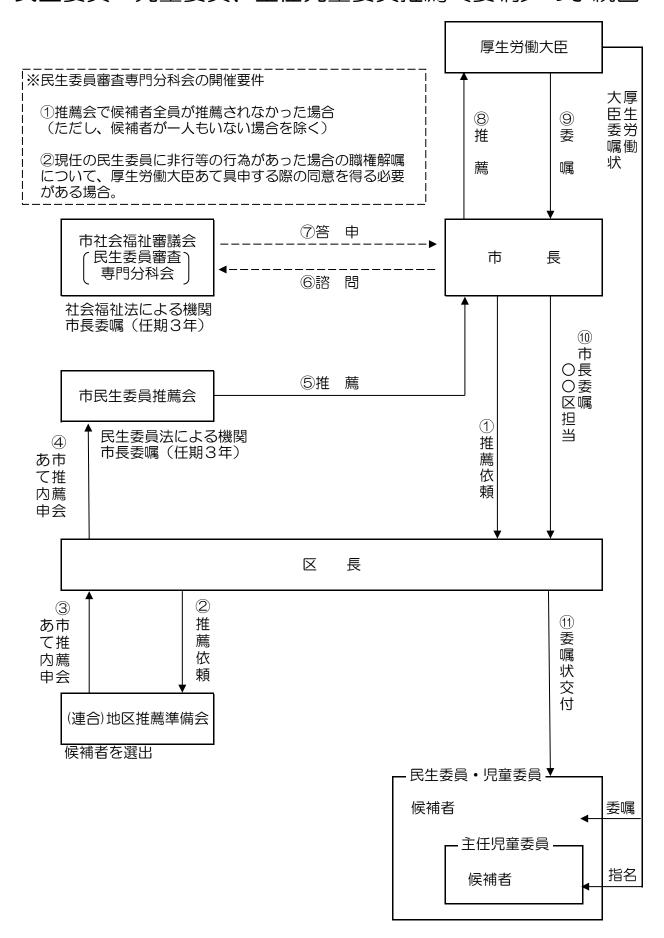
電 話: 045-671-4046 FAX: 045-664-3622

メール: kf-chiikishien@city. yokohama. lg. jp

令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7年7月1日付け委嘱	令和7年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員:欠員補充及び増員	①民生委員·児童委員:一斉改選
		②主任児童委員:欠員補充及び増員	②主任児童委員:一斉改選
		任期・・・令和7年 7月 1日から	任期・・・令和7年12月 1日から
		令和7年11月30日まで	令和10年11月30日まで
	上旬		
2 月	中旬	市連会協力依頼	
7,	下旬	区連会協力依頼	
2	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
3 月	中旬		
	下旬		
4	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
月	中旬		
	下旬 上旬		
5		/ 区より市推薦会に候補者内申	丰油 人物 九烷超
月	下旬	込より川推廣去に候補有内甲	市連会協力依頼 区連会協力依頼
			連合・地区へ推薦依頼
6 月		厚生労働大臣あて推薦	
月	下旬	7. — 7. 1337 1	
7	上旬	令和7年7月1日付け委嘱	
月	中旬		▶ 連合・地区推薦準備会開催
	下旬		
8	上旬		
月	中旬		
	下旬 上旬		<u> /区より市推薦会に候補者内申</u>
9	中旬		
月	下旬		
	上旬		
10 月	中旬		
月	下旬		市推薦会、市審査会開催
1 1	上旬		厚生労働大臣あて推薦
11 月	中旬		
	下旬		
12	上旬		令和7年12月1日付け委嘱
月	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- ○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に 関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザ などの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000人の方が活動しています。
- ○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。 地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児 童問題について取り組んでいます。市内で約500人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- ○日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方 などを把握します。
- ○地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要 に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- ○活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- ○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- ○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との 連絡・調整を行います。
- ○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- ○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- ○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の 地方公務員です。
- ○給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 〇民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員 となり、会費をご負担いただきます。 (※活動費と会費負担については詳細裏面)

【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、 委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

○すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員 児童委員協議会(地区民児協)に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、 日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70, 200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際 にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給 します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 < 9.500 > 円 (市民児協 7.500 円、区社協 2.000 円) (令和 6 年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・ 情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員				
1. 資格要件 ①適任者	■ 18 歳以上で横浜市会議員の選挙 ■ 要件に当てはまる方を選任してく	 権を有する方のうち、次に掲げる ださい。				
	き、円満な常識を持ち、健康	おり、地域の方が気軽に相談に行				
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日	◆新任 68歳 までの方 (昭和31年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74歳(昭和25年4月2日以降出生)までの方とすることが可能です。	◆新任 54歳 までの方 (昭和 45 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58歳(昭 和 41 年 4 月 2 日以降出生)までの方 とすることが可能です。				
	◆元職 74歳 までの方 (昭和 25 年 4 月 2 日以降出生)	◆元職 60歳 までの方 (昭和39年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、64歳(昭 和35年4月2日以降出生)までの方 とすることが可能です。				
③居住要件	┏ 					
2. 任期		年11月20日ナベ 【				
	3年 令和7年(2025)	年11月30日まで				
3. 推薦主体	1 3年 令和7年(2025) 地区推薦準備会	連合地区推薦準備会				
3. 推薦主体 ①設置の単位						
	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会主に地区連合町内会を単位します。				
①設置の単位	地区推薦準備会主に自治会町内会を単位とします。	連合地区推薦準備会 主に地区連合町内会を単位します。 (地区民児協を単位とします。)				

4.地区推薦準備会、連合地区推薦 準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会(民生委員・児童委員の推薦)、連合地区推薦準備会(主任児童委員の推薦)の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書(指定の様式)」の作成を依頼しておきます。

【履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外 【の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 ■ 取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書(指定の様式)」を作成 します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会(地区連合町内会)の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦 準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図り ます。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録(指定の様式)」を作成し、推薦人 に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1)「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2)「地区·連合地区推薦準備会会議録」
- (3)「地区·連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

	民生委員•児童委員			主任児童委員			合計					
	定数		現員数		定数		現員数		定数	現員数		
	上 数	男	女	計	上 数	男	女	計	正剱	男	女	計
計	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ケ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

^{*}定数は令和6年12月1日現在

民生委員·児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩み や困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につな ぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委 員です。



日ごろの活動

守 り 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け 見.

相談·情報提供 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します

地域のつなぎ役 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます

交流の場づくり 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています

行政の業務への協力 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい × 子どもを預かってほしい
- × 救急車に同乗してほしい × お金を貸してほしい
- × 保証人になってほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- ○地域の方と協力し地域情報 を把握しながら活動します
- ○地域ケアプラザ・区社会福 祉協議会・区役所が活動を サポートします

民生委員児童委員 協議会 (民児協)

- ○民生委員同士で民児協(地区・区・市)を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- ○知識習得やスキル向上のた めの研修を行っています

身分と守秘義務

- ○厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- ○任期は3年で、再任できます
- ○住民の個別の相談をお受け するため、秘密を守る義務が あります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費 や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担>年間 9,500 円(市民児協 7,500 円、区社協 2,000 円)(令和 6 年度)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後 方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当:中区役所福祉保健課運営企画係 連絡先:中尾·工藤

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期(令和7年12月)一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、<u>本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、</u> 条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、<u>やむを得ず特例で推薦する際は、継続し</u>て適任者を探してくださるようお願いいたします。

現行	変更後
◆新任	◆新任 (変更なし)
68 歳までの者。ただし、選出が困難な場合に	68 歳までの者。ただし、選出が困難な場合に
限り、74歳までの者とすることができる。	限り、74歳までの者とすることができる。
◆再任	◆再任
74 歳までの者	74歳までの者。ただし、選出が困難な場合は
	1期(3年間)のみを再任期間として、75歳以
	上の者とすることができる。(条件あり)
	<u>【条件】</u>
	下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦がで
	きるものとする。
	①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
	②自治会町内会の代表(会長)の同意がある
	③地区民児協の代表(会長)の同意がある
	※ただし、特例的な扱いであることから、引き
	続き後任者の選出に努める。
なわ 主任旧辛禾昌の左縣亜仲については亦耳	

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

<u>年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分</u>がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております<u>令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要</u> 件での運用となりますのでご留意ください。

また、<u>特例による再任の場合</u>、推薦事務の改善における<u>「地区推薦準備会の省略可能」</u>には該当しません。

中共募発第 69 号 令和 7年 2月19日

地区連合町内会 会長 様

共同募金会中区支会 支会長 松澤 秀夫

令和6年度 赤い羽根共同募金の受付状況と 令和7年度 戸別募金への協力依頼について

時下ますすご清祥のこととお慶び申しあげます。

赤い羽根共同募金運動につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚く御 礼申し上げます。

共同募金の受付状況につきまして、募金種類ごとにご案内させていただきま すので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

また、令和7年度の戸別募金につきましては、令和7年 10 月 1 日から 12 月 31 日までを実施期間といたしますので、引き続き各地区連合町内会および各自治会町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、令和7年度の中区支会の事業計画(案)、収支予算(案)につきましては、3月に書面にて開催する「令和6年度 第2回神奈川県共同募金会中区支会委員会」資料にてご確認をお願いします。

添付資料

・令和6年度赤い羽根共同募金受付状況(令和7年1月31日現在)

<事務局>

中区社会福祉協議会内 担当:中橋・山村 電話 681-6664 FAX 641-6078

令和6年度赤い羽根共同募金受付状況

共同募金会中区支会

令和7年1月31日現在 単位(円)

種	別	区分	1世帯目安額	令和5年度 実績額	令和6年度 実績額	前年対比(%)
		戸別募金	245	5,533,906	4,665,372	84%
		街頭募金	_	271,374	260,288	96%
		法人募金	_	1,457,547	1,405,920	96%
	般。	校内募金	_	127,208	182,579	144%
		イベント募金	_	19,424	6,904	36%
共同募金		職域募金		206,340	210,933	102%
募 金		その他募金	_	241,226	170,262	71%
		計(1)		7,857,025	6,902,258	88%
	年末	戸別募金	60	1,856,237	1,549,680	83%
	たすけ	その他募金	_	27,058	3,000	11%
	あい	計(2)		1,883,295	1,552,680	82%
	計(1)+(2)		9,740,320	8,454,938	87%	

備考:目安額は「目安額」×世帯数×90%

区連会2月定例会資料 令和7年2月19日 中区社会福祉協議会

自治会町内会長 様

日本赤十字社 神奈川県支部中区地区委員会 事務局長 鏑木 克芳

日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて(回答依頼)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、赤十字運動につきましてはご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申 し上げます。

さて、各自治会町内会様には、日赤会費募集に際しまして日赤中区地区委員会の事業計画の承認が得られた後、例年4月下旬頃に募集資材をお送りしています。

つきましては、募集資材にかかるアンケートを行います。お忙しいところ大変恐縮ですが、別添の回答票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて**3月14日(金)まで**にご返送いただきますよう、お願いいたします。

今後とも、赤十字運動にご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて(回答票)
- ·【参考】日赤会費募集資材一覧
- 返信用封筒

【日赤中区地区委員会事務局】

中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階

中区社会福祉協議会内 担当:山崎

TEL: 045-681-6664/FAX: 045-641-6078

令和7年2月 19 日 提出先 日本赤十字社 神奈川県支部中区地区委員会

自治会•町内会	:名	
ご住所		
お名前		
<u>00 H III</u>		
電話番号		

日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて(回答票)

- ※該当箇所にチェックおよび必要事項の記入をお願いします。(3月 14日(金) 〆切)
- ※変更がない場合でも提出のほどよろしくお願い致します。

1 資材送付先・送付方法(該当する口にチェックを入れてください。)
□自治会・町内会会長宛 □その他(※4 月以降、担当者様等の変更の予定がある場合も含みます)
2 1.でその他を選んだ場合
新配送先住所
電話番号
ご担当者様名
ご担当者様の役職等 ①広報担当者 ②その他()
(該当する番号にOをつけてください)

※裏面に、資材数についてもございますので、ご協力をお願いします。

2 資材発送部数(各資材の該当する口にチェックを入れてください。)			
①チラシ(A4 版)	口希望あり(部)	□不要
②ポスター(A4 版)	口希望あり(部)	□不要
③リーフレット(A5版)	口希望あり(部)	口不要
④受領証	口希望あり(部)	□不要
⑤委嘱状	口希望あり(部)	□不要
⑥門標(シール)	口希望あり(部)	□不要
⑦募金封筒	口希望あり(部)	口不要
※参考資料を参考にご記入ください。			ください。

3 その他

その他、ご希望、ご要望がありましたら、ご記入ください。

※なお、募集資材の発送は、4月下旬頃を予定しております。それより発送を早めることは申し訳ございませんが、できません。何とぞご承知おきください。

ご協力ありがとうございました。

日赤会費募集資材一覧

No.	名 称	説 明	今年度 送付数		
1	チラシ(A 4 版)	各世帯への配布用です。		#十字活動資金の使い道 ***********************************	
2	ポスター (A4版)	自治会町内会の掲示板等にご掲出してください		おなたの表しと行動が あなたの表しと行動が をかっていたる Management and an analysis of the Annual Statute, Management and an analysis of the Annual Statute, Management and an analysis of the Annual Statute, Management and Annual Statute, Management and Management a	
3	リーフレット (A5版)	赤十字の活動を紹介した冊子です。 説明用にお使いください。		# LECTION AND STATE OF THE ST	

4	受領証	募金された方に受領証としてお渡しください。 1冊で10人分になります。	受領証 (105分) (105分)
(5)	委嘱状	会長・班長など募金活動を行う方にお渡しください。	表 ・
6	門標(シール)	募金いただいた方にお渡しください。	□ 力 会 員 □ 日 本 赤 十 字 ¹
7	募金封筒	封筒による募金を実施する場合はご活用ください。	日本の十年金属 中国を企会・通信高力を含 を定に出ります 「からいかき 「からいかき 「からいかき」 「する」 「できるのではない。 まれではなる。 「「「できるのではない」 「「「できるのではない」 「「「できるのではない」 「「「できるのではない」 「「「できるのではない」 「「「できるのではない」 「「「できるのではない」 「「「できる」 「「「できる」 「「「できる」 「「「「できる」 「「「「「「「「」」」 「「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「」」

【日赤中区地区委員会事務局】

中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会内 担当:山崎 TEL 681-6664 FAX 641-6078

区連会 2 月定例会資料 令和 7 年 2 月 19 日 横浜都市発展記念館

自治会町内会長 各位

横浜都市発展記念館 館長

企画展「運河で生きる」チラシの掲出について(依頼)

平素より横浜都市発展記念館の活動にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜都市発展記念館では、横浜の運河の歴史をひもとく企画展「運河で生きる ~都市を支えた横浜の"河川運河"~」を開催しています。歴史的に運河と関わりの深い中区の皆様には、3月19日(水)を中区民デーとして、無料で展示をご観覧いただけます。

つきましては、各自治会町内会の掲示板へチラシを掲出いただきますよう、 お願い申し上げます。

1 掲出チラシ

横浜都市発展記念館企画展「運河で生きる」チラシ

2 掲出期間

チラシ到着日から令和7年4月13日(日) ※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 送付書類

横浜都市発展記念館企画展「運河で生きる」チラシ(A4)

横浜都市発展記念館

中区日本大通12

担当:青木(副館長)、神谷(広報)

電話:(663)2424

FAX: (663) 2453



自治会町内会長各位

横浜ビー・コルセアーズ

横浜ビー・コルセアーズ「中区応援DAY」開催にあたっての チラシ掲出について(依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、横浜ビー・コルセアーズは2026-27シーズンからスタートする新しいプロバスケットボールリーグ「B. 革新」において、横浜BUNTAIをホームアリーナとして、最高位の「B. LEAGUE PREMIER」へ参入することが決定しました。これを記念して、令和7年4月19日(土)に横浜BUNTAIで「中区応援DAY」を開催いたします。「中区応援DAY」では、中区在住、在勤、在学の方とそのご家族、ご友人を対象に、優待価格でチケットをご購入いただけます。

つきましては、中区応援DAYの開催を広く区民に周知し、多くの方にバスケットボールの試合をご観戦いただくため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。

- 1 掲出希望期間 チラシ到着から令和7年4月19日(土)まで
- 2 掲出希望内容A 4 版チラシ【表面】

お問い合わせ先

株式会社 横浜ビー・コルセアーズ ホームタウン事業部 西田 学

TEL: 045-752-4050

Email:m.nishida@b-corsairs.com



中区民でビーコルを応援!特別優待ペアチケット販売!

リそなグループ B.LEAGUE 2024-25 SEASON

中区応援DAY 横浜ビー・コルセアーズ







横浜ビー・コルセアーズ VS 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ 対象試合

4月19日(土) 14:05 会場 横浜BUNTA | 関内駅南口下車 徒歩6分

中区在住、在勤、在学の方とそのご家族 優待対象

「小学生1名とその保護者1名」または「大人2名」のペア(100組200名様)を優待価格でご案内します。 優待内容

優待席種 3Fサイド席

開催日

(小学生1名+保護者1名のペアで)

大人2名のペアで

6,000_₱



横浜をバスケの街に。 YOKOHAMA CITY≛DAY



YOKOHAMA B-CORSAIRS



10

笹山 陸 RIKU SASAYAMA

前野 幹太



ダミアン・イングリス



ナナー ダニエル弾



ゲイリー・クラーク



杉浦 佑成 YUSEI SUGIURA



大庭 岳輝



キーファー・フベブ



森井 健太



マイク・コッツァー



`開 松崎裕



須藤 昂矢



佐藤 涼成



ラッシ・トゥオヒ



BONE

世界の代表選手が横浜に! 地元横浜出身選手にも注目! 今季からチームを率いるのは 2022年から母国フィンランドの代表監督を務めるラッシ・トゥオビ HC。仏領ギアナ出身の#4イング

ク選手はNBAで合計170

はエストニア代表のビックマン、 そして#15ラベナ選手は代表で

キャプテンも務めた「フィリピンの 英雄」!そんな世界の代表選手に

横浜の誇りを胸に戦っています! 今季のチームが目指す「コレクティ

ブ・バスケットボール」をぜひアリ

選手は地元横浜出身のプレーヤー! そして頼れるキャプテン#18森井 選手など個性豊かな海賊たちが



4月19日「中区応援DAY」を横浜BUNTAIで初開催!「ハマの海賊」横浜ビー・コルセアーズを応援しよう!



試合会場 横浜BUNTA DINITA

BUNTAI

横浜市中区不老町2丁目7番1

【交通アクセス】

JR京浜東北 / 根岸線 関内駅南口下車 徒歩6分

横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅下車 徒歩4分/関内駅下車 徒歩8分

横浜市営バス「扇町」から徒歩3分/「長者町1丁目」「伊勢佐木長者町駅前」から徒歩5分



YOKOHAMA B-CORSAIRS

最新情報は WEB・SNS ビーコル で検索



友たち募集中 横浜ビー・コルセアーズ 公式LINEアカウント



バスケットLIVE



区連会2月定例会資料 令和7年2月19日 都市整備局都市デザイン室 政策経営局経営戦略課

『「旧根岸競馬場一等馬見所」を横浜市認定歴史的建造物に認定し 保存活用します』について【情報提供】

1 趣旨

本市では、歴史的建造物を保存活用し、横浜の個性と魅力を感じていただけるまちづくりを展開してきました。特に価値が高い建造物については、「横浜市認定歴史的建造物」として認定しています(本件で104件)。

このたび、中区の根岸森林公園内に現存する「旧根岸競馬場一等馬見所」を令和7年 1月22日付で認定しました。

今後、「新たな横浜市地震防災戦略」の取組の一つに位置づけ、耐震化を推進すると共に、歴史的建造物ならではの魅力を活かし活用の検討を進めていきますので、情報提供します。

2 今後の展開

- (1) 昨年1月の能登半島地震での歴史的建造物の被害等を踏まえ、「新たな横浜市地震防災戦略」の取組の一つに位置づけ、耐震化を推進します。
- (2) 歴史的建造物ならではの魅力を活かし、根岸森林公園との一体の活用を含めて、周辺のまちづくりと合わせた活用の検討を進めます。

3 別添資料

【記者発表】「旧根岸競馬場一等馬見所」を横浜市認定歴史的建造物に認定し保存活用します(令和7年1月22日)



↑旧根岸競馬場一等馬見所



↑根岸競馬場での春季競馬 (昭和9 (1934) 年:馬の博物館所蔵)

- (1) 横浜市認定歴史的建造物について 都市整備局都市デザイン室長 光田 麻乃 Tel…045-671-2009
- (2) 旧根岸競馬場一等馬見所の保全活用について 政策経営局経営戦略課担当課長 髙松 誠 Tel…045-671-4172

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

令 和 7 年 1 月 2 2 日 都市整備局都市デザイン室 政 策 経 営 局 経 営 戦 略 課 みどり環境局公園緑地管理課

「旧根岸競馬場一等馬見所」を

「横浜市認定歴史的建造物」に認定し保存活用していきます

本市では、歴史的建造物を保存活用し、横浜の個性と魅力を感じていただけるまちづくりを展開してきました。特に価値が高い建造物については、「横浜市認定歴史的建造物」として認定しています(本件で104件)。

このたび、中区の根岸森林公園内に現存する「旧根岸競馬 場一等馬見所」を認定しました。

今後、「新たな横浜市地震防災戦略」の取組の一つに位置 づけ、耐震化を推進すると共に、歴史的建造物ならではの魅 力を活かし活用の検討を進めていきます。



▲ 旧根岸競馬場一等馬見所

1 旧根岸競馬場一等馬見所とは

(1) 主な変遷

◆根岸競馬場

1866 (慶応2) 年:日本初の洋式競馬場として 根岸競馬場が開設

◆根岸競馬場一等馬見所

1929(昭和4)年:関東大震災で崩壊した馬見所に 代わり建設



▲ 根岸競馬場での春季競馬 昭和9(1934)年(馬の博物館所蔵)

(2) 建物概要

所在	中区根岸台 根岸森林公園内	
	※建物敷地内は立ち入り禁止です。	
建築年	昭和4(1929)年	
構造	構造 鉄骨鉄筋コンクリート造	
階数	地上7階建て	
	高さ:約 29m	
規模	幅 :約61m	
	奥行:約35m	
	延床面積:約5,000 m² (現在)	



■ 旧根岸競馬場一等馬見所の規模(下図:Google Earth) 画像©2022 Google, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCOLandsat / Copernicus





GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



2 認定の理由(評価ポイント)

(1) 開港の地・横浜の近代の歴史を証明する高い価値

本建物は、国内で初めて恒久的施設で近代競馬が行われた「根岸競馬場」の観覧施設として設けられました。開港当時横浜に伝来した、様々な外国由来のスポーツ文化を象徴する施設となっています。



▲絵葉書「横浜根岸競馬場」(横浜開港資料館所蔵)

(2) 極めて高い建築史的価値

日本初の鉄骨鉄筋コンクリート造の競馬観覧施設であり、後の日本各地における同様の施設建設に繋がり、競馬 場建築に多大な影響を及ぼしました。

国内に唯一現存している戦前の馬見所建築であり、極めて貴重です。



▲ 南側のスタンド席

(3) 横浜の歴史的景観を形成する高い景観的価値

本建物は、高台に立地し、特徴ある外観を持つランドマークになっています。

また、一帯がかつて競馬場であったことを伝える、重要な建築物です。



▲ 北側



■ 案内図

お問合せ先

横浜市認定歴史的建造物について : 都市整備局都市デザイン室長 光田 麻乃 Tel…045-671-2009

旧根岸競馬場一等馬見所の保全活用について: 政策経営局経営戦略課担当課長 髙松 誠 Tel…045-671-4172

旧根岸競馬場一等馬見所の管理について : みどり環境局公園緑地管理課長 関本 直子 Tel…045-671-3810





2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



区連会2月定例会資料令和7年2月19日市民局地域施設課

令和7年度からの中区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和7年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社から タイムズ24株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30分までごとに300円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3月から4月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が 発生します。

1 開庁時間帯の利用料金の改定

(1) 改定内容

現行料金	改定後	
30 分/250 円	30 分 300 円	
	最大料金 18:00~8:30 1,000 円	

(2) 改定理由

料金体系を周辺相場に合わせるため。

2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の 減免を行います。

3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和7年3月~4月(具体的な日程について事業者と調整中)

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版3月号で周知を図ります。

担当 市民局地域施設課 細谷、相澤

TEL: 045-671-2086/FAX: 045-664-5295 E-mail: sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

中区連会 2 月定例会資料 令和 7 年 2 月 19 日 高齢・障害支援課

中区老人クラブ連合会発行「機関紙みちしお」について(参考配布)

中区老人クラブ連合会では活動内容を紹介する機関紙を年2回(7月・1月)会員向けに 発行しています。

今回、最新号が発行されましたので、各自治会町内会へ参考に配布いたします。新規クラブ設立をご検討の際は、下記担当または区老連事務局(EL045-681-8480)までご一報ください。

老人クラブ活動へのご理解ご協力のほど今後ともよろしくお願いいたします

(依頼事項)

「中区老人クラブ連合会機関紙みちしお(2025年1月号)」の配付

(参考:老人クラブ連合会について)

- ・中区では現在50クラブ、約3,300名の方々が活動しています。
- ・10人以上のグループに対して横浜市老人クラブ連合会より活動費の助成があります。

会員数	補助金額(年額)
10~19人	30,400 円
20~29 人	36,400 円
30~39 人	48,000 円
40~49 人	58,600 円
50~59 人	73,200 円
60~69人	79,800 円
70~79 人	89,200 円
80~89 人	94,600 円
90~99 人	97,000 円
100~109 人	108,000 円
110 人以上	117,200 円

(担当)中区高齢・障害支援課 鈴木、小黒TEL 0 4 5 - 2 2 4 - 8 1 6 1



「重要文化財」氷川丸(総トン数:12,000トン 全長163メートル)は、1930年日本郵船の北米航路シアトル線の新鋭貨客船として三菱重工業横浜造船所で建造されました。太平洋戦争中は病院船、戦後は引き上げ船として従事後1953年我が国唯一の外航貨客船としてシアトル線に再びデビューしました。1961年横浜港開港100年記念事業の一つとしてこの地に係留されて以来、マリンタワーとともに山下公園のそして横浜港のシンボルとして市民に親しまれています。

私たちは中区老人クラブ連合会の活動を応援しています



山本洋一税理士事務所

☎(045)**664-3077** 中区相生町1-18 光南ビル3F-C号室 コーヒーの大学院のビル





製造 当事務所 ・ 選択スタジアム ● 中区役所

ご見学随時受付中!

※十日初日もご目学いただけます



東京海上グループの介護付有料老人ホーム

ヒルデモア三渓園

中区本牧三之谷37-1

55.0120-775-727



全国各地の老人クラブ広報誌を発行して36年

株式会社 博報社関東本社

神奈川県厚木市愛甲1-8-39 ☎(046)280-6001代

桜木町 コレット・マーレ 3F

白内障手術 土日祝 診療

TEL:045-264-4020

よしづ眼科

検索<

健康な歯でおいしいごはんを食べましょう

ミネ歯科医院

矯正・小児・一般歯科/口腔外科

 診療時間月火水木金土品
 休診日

 9:00~13:00 ● ● 訪 ● /
 □曜·祝日

 14:30~18:00 ● ◎ ● 問 ○ ● /
 □14:30~20:00

受付は終了30分前まで

\$\tag{045}\662-2624

柏葉33 オークビル2F ミネ歯科医院 柏葉

ジソージュ山下町内科クリニック

内科・鍼灸マッサージ

診療時間 月火水木金土品 9:00~13:00 / ● ● ● ● ● 15:00~19:00 / ● ● / ★ ★

★…15:00~18:00 休診日 月曜·金曜午後 ※受付は終了30分前まで

中区山下町31 ベイサイド上田ビル2階 **264-6590** 自治会町内会長 各位

中区総務課長

令和6年度中区オンライン防災講演会のチラシの掲出について(依頼)

日頃から、防災・減災の取組に御理解・御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

中区では、毎年3月に、防災・減災行動を推進するため、防災講演会を実施しています。

今年度は、中学生の時に東日本大震災を経験した岩手県釜石市の「いのちをつなぐ未来館」の語り部の方による「中区オンライン防災講演会」を YouTube にて配信します。

つきましては、次のとおり実施いたしますので、チラシ掲出の御協力をお願いいたします。

1 配信期間

令和7年3月11日(火)から3月31日(月)まで

2 配信方法

中区役所ホームページから横浜市公式 YouTube チャンネルにて配信します。 事前申し込みは不要です。(視聴時間:約25分)

「令和6年度中区オンライン防災講演会

あの日、中学生だったわたしから

~ 2011年3月11日、岩手県釜石市で生かされた学び、生まれた思い ~」 URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/bosai_bohan/saigai/sonaeru/kouen2024.html



株式会社かまいし DMC いのちをつなぐ未来館 語り部 川崎 杏樹 氏

4 講演内容

「釜石の出来事」は、釜石市内の小中学生約3,000人のうち99.8%の子どもたちが、日々の学びを生かし、一人ひとりの避難行動により、助かった出来事になります。

東日本大震災で岩手県釜石市は広範囲が津波にのまれましたが、釜石市立鵜住居(うのすまい)小学校、釜石東中学校では日頃の防災教育により、児童生徒約570人が地震直後に率先避難をし、その姿を見た地域住民も一緒に1.6キロ先の峠に避難をして、多くの命が救われました。

当時、釜石東中学校の生徒で、現在、伝承活動をされている川崎杏樹氏に、あの日生かされた学び、その後の思いについて、お話しいただきます。

横浜市中区と釜石市との友好交流協定

平成23年から開始された中区職員有志等による復興支援活動を契機として、平成26年3月に友好関係の推進や互いの繁栄及び発展を目指す協定を締結し、相互交流を行っています。

5 掲出期間

チラシ到着から令和7年3月31日(月)まで

担当 : 中区役所総務課 掛川・淺井

TEL : 045-224-8112 FAX : 045-224-8109

e-mail: na-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和6年度 中区オンライン防災講演会 **あの日、**

YouTube 配信期間 令和7年 3/11_{(火)~}3/31_(月)

中学生だったわたしから

~ 2011 年 3 月 11 日、 岩手県釜石市で生かされた学び、 生まれた思い ~



あの日、いっせいに高台に逃げる小中学生 の姿を見て、一緒に避難をした多くの人が 大津波から助かる出来事がありました。

当時、釜石東中学校の生徒で、現在、伝承活動をされている川崎杏樹様に、生かされた学び、その後の思いについて、お話しいただきます。

いのちをつなぐ未来館

かわさき あ き 111.1大 木 七

語り部 川崎 杏樹 様

アクセス



※中区役所ホームページから ご覧いただけます。

🔍 中区オンライン防災講演会

「釜石の出来事」とは

釜石の出来事は、釜石市内の小中学生約3,000人のうち99.8%の子どもたちが、日々の学びを生かし、一人ひとりの避難行動により、助かった出来事になります。

東日本大震災で岩手県釜石市は広範囲が津波にのまれましたが、釜石市立鵜住居(うのすまい)小学校、釜石東中学校では日頃の防災教育により、児童生徒約570人が地震直後に率先避難をし、その姿を見た地域住民も一緒に1.6キロ先の峠に避難をして、

1.6 キロ先の峠に避難をして、 多くの命が救われました。 *釜石市データ (令和 6 年 12 月末時点) 人口 28,936 名

世帯数 15,367 世帯

発行:令和7年2月 問合せ先:横浜市中区役所総務課 危機管理・地域防災担当

電話: 045-224-8112 FAX: 045-224-8109 Mail: na-bousai@city.yokohama.lg.jp

地域振興課長 木村 友之

自治会町内会実務研修会の開催について(ご案内)

日頃より、区政・市政にご理解とご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。 さて、本年も地域活動推進費補助金等の報告・申請事務について、次のとおり実務研修会 を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 研修会概要

- (1) 日時
 - 第1回 令和7年4月10日(木)午前10時00分~午前11時30分 第2回 令和7年4月19日(土)午前10時00分~午前11時30分
- (2) 会場中区役所 7階 会議室
- (3) 内容

<地域振興課>

・地域活動推進費・防犯灯維持管理費に関する書類の作成のポイント等について(令和6年度補助金の実績報告書作成・令和7年度補助金の申請書作成について等)

<総務課>

- ・町の防災組織活動費補助金に関する書類の作成のポイント等について
- 2 対象者

各自治会町内会長・会計実務担当者等 2名程度

3 お申込み方法

別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、以下の方法でお申し込みください。

- ①郵送:〒231-0021 中区日本大通35 中区役所地域振興課
- ②E-mail: na-jichikai@city. yokohama. jp
- (3)FAX: 045-224-8215
- 4 申込締切

令和7年3月14日(金)

地域活動推進費の加入世帯数は、毎年4月1日を 基準日としています。確認のため、これから作成さ れる「総会資料」に世帯数を必ず記載ください。

記入例 : 加入世帯数:123世帯(R7.4.1現在)

担当:中区地域振興課 滝澤 塚越

Tel 224-8132

Fax 224-8215

各自治会町内会長 様 3月14日(金)までに地域振興課へお送りください。 郵送:〒231-0021 中区日本大通35 中区役所地域振興課 E-mail:na-jichikai@city.yokohama.jp FAX:224-8215 自治会町内会実務研修会 参加申込書

1	自治会町内会名
2	研修会に
	〔参加の場合〕 参加者数名_
3	参加者
	氏名
	アドレス
	電話番号
	氏名
	アドレス
	電話番号
	(日程調整が生じた場合ご連絡させていただきます。 メールアドレスかお電話番号のご都合の良い方をご記入ください。)
4	参加を希望する回(希望の回へ○をつけてください。)
	第1回 令和7年4月10日(木)午前10時~午前11時30分
	第2回 令和7年4月19日(土)午前10時~午前11時30分
	※特定の回に申し込みが集中した場合、日程を調整させていただく場合がございます。 連絡がない場合は、ご希望いただいた日程でご参加ください。

事務局記載欄